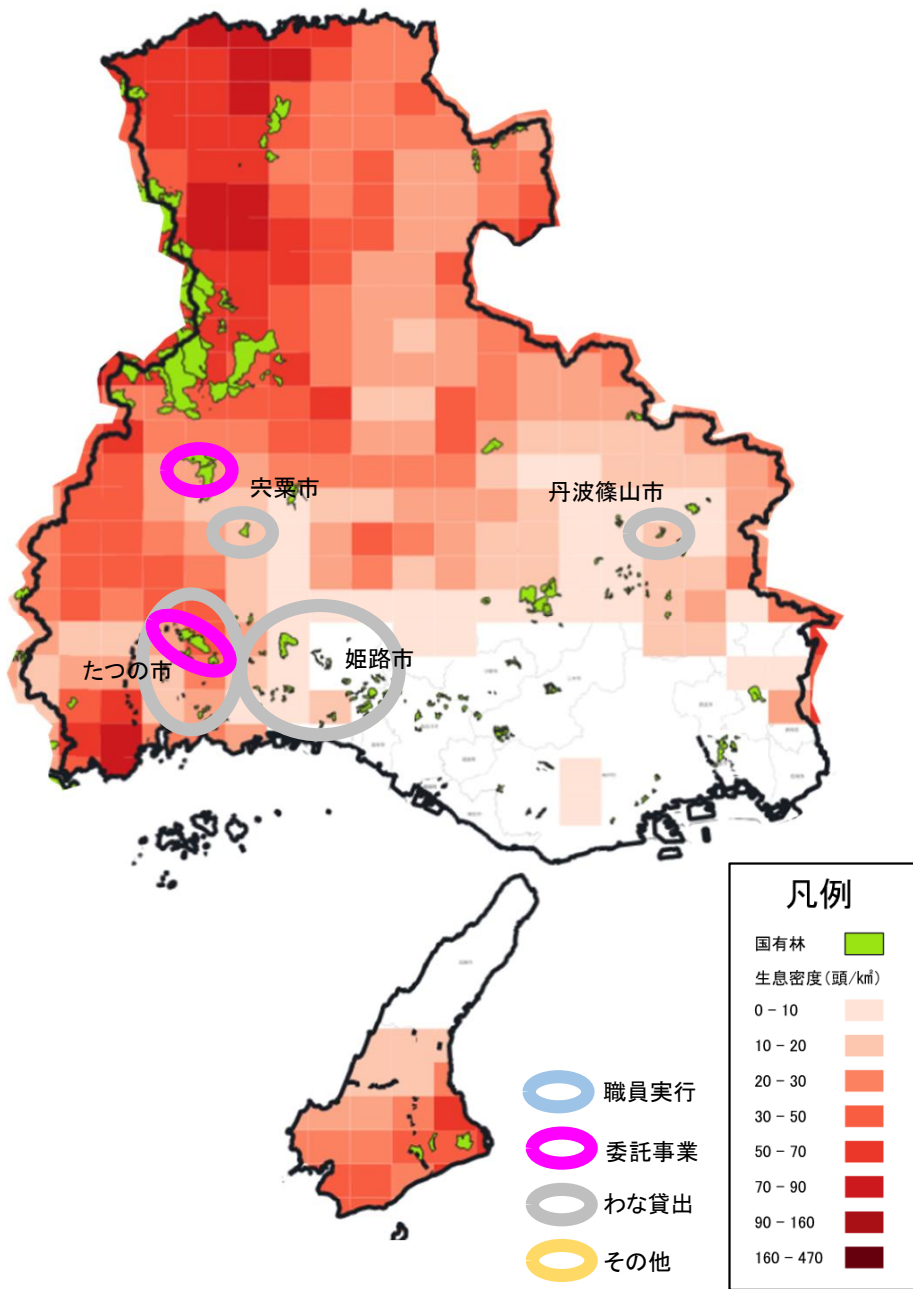


# シカ密度分布図

兵庫森林管理署

管内の状況(R7年6月時点)



## 管内の状況(推計生息数、生息密度、被害状況、捕獲状況等)

兵庫県のシカ生息数は、平成22年まで増加を続けていたが、平成22年度以降は捕獲強化により、わずかな増減を繰り返しながら、令和3年度以降は減少に転じている。

また、令和4年度および令和5年度は捕獲の年度目標(46,000頭)に達しなかったことで、推定生息数は緩やかに減少するにとどまっており、令和5年度の推定生息数は15万1千頭となっている。

生息密度は、南但馬地域および西播磨地域において非常に高い状況になっている。<sup>\*1.\*2.</sup>

## 被害状況

宍粟市では依然としてシカの生息密度が高く、シカの食害による被害が多く見られ、姫路市・たつの市等の国有林から農地へ侵入するシカが多く農作物の被害も発生しており対策の要請がある。

## 取組状況

河原山国有林(宍粟市)、鷄籠山国有林外(たつの市)にてシカ捕獲事業を委託している。

本谷国有林(宍粟市)では三谷地区自治会との「宍粟市三谷地域におけるシカ被害対策推進協定書」を締結しシカ捕獲を行っている。

兵庫県神戸県民センター・たつの市・高砂市・丹波篠山市・姫路市と「有害鳥獣駆除に係る協定」を締結し、各自治体が国有林内でシカ捕獲等を実施している。

## 成果

R6年度の捕獲頭数は、委託事業で69頭、三谷自治会で15頭、協定先で1頭、県指定管理鳥獣捕獲等事業で39頭であった。

## 課題

宍粟市内でのシカ捕獲事業は狩猟期以外は実施できていない。

## 引用文献

\*1. 第3期ニホンジカ管理計画(兵庫県 2025)

\*2. 兵庫県森林動物研究センター HP

### 【出典】

ニホンジカ密度分布図(環境省:2022)をもとに近畿中国森林管理局作成

環境省HP:「本州以南におけるニホンジカの密度分布図(令和4年度当初)の作成について」

URL: [https://www.env.go.jp/press/press\\_02936.html](https://www.env.go.jp/press/press_02936.html)

# 協定

協定相手方	締結時期	開始年度	協定期間	更新の有無	更新期間	協定の主な内容	R6捕獲実績
兵庫県神戸県民センター	H25.2.27	H24	R6.4.1～R9.3.31	有	乙から申し出があり、甲がこれを認める場合	防護柵の設置、維持管理、効果等の検証	無
丹波篠山市	R4.4.18	H27	R4.4.18～R7.3.31 (3年)	有	乙から申し出があり、甲がこれを認める場合	捕獲場所の提供(檻等)	有
高砂市	R3.2.10	H29	R6.4.1～R9.3.31	有	乙から申し出があり、甲がこれを認める場合	捕獲場所の提供(箱わな等)	無
たつの市	R6.6.28	H26	R6.6.28～R7.3.31	有	意思表示がない場合、毎年自動更新	捕獲場所・残渣処理場所の提供、わな等貸出、防護柵設置	無
宍粟市三谷自治会	R4.4.1	H29	R4.4.1～R5.3.31 (最長4年延長)	有	R8年度まで自動更新	捕獲場所の提供(箱わな)、わな等貸出、林道ゲートの鍵の貸与	有
姫路市	R3.9.6	R3	R6.4.1～R7.3.31	有	乙から申し出があり、甲がこれを認める場合	捕獲場所の提供(箱わな、くりわな)	無

※R6.6.28付でたつの市の2協定を統合

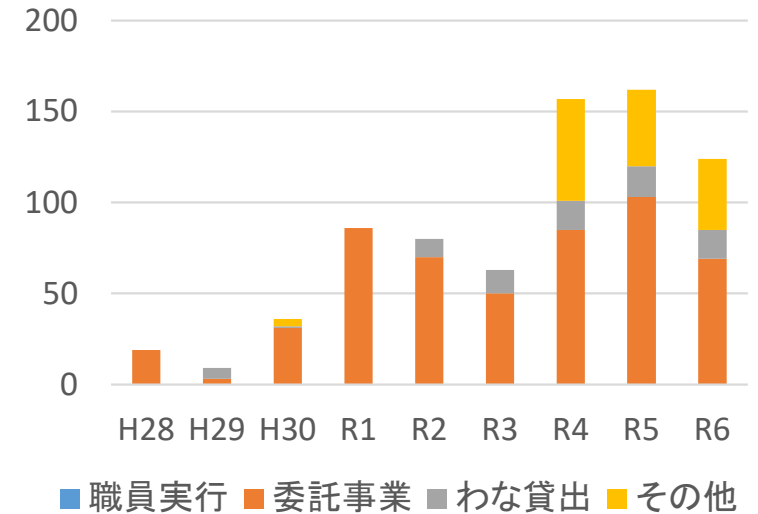
# 協議会

参画協議会等の名称	主な構成機関	協議会等の主催者(中心)
たつの市獣害防止対策協議会	たつの市 兵庫森林管理署 兵庫県光都農林振興事務所 たつの森林組合 猟友会たつの支部・揖龍支部 マタギの会 自治会長 農会長 兵庫県森林動物研究センター	たつの市
宍粟市鳥獣被害防止対策協議会	宍粟市 猟友会宍粟市部 自治会長会 農会長会 兵庫西農業協同組合 ハリマ農業協同組合 兵庫県光都農林振興事務所 兵庫県森林動物研究センター	宍粟市

## 捕獲頭数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
職員実行									
委託事業	19	3	31	86	70	50	85	103	69
わな貸出		6	1		10	13	16	17	16
その他			4				56	42	39
計(イノシシ)	19	9	36	86(1)	80	63(21)	157(10)	162(5)	124(8)

※その他は、県の指定管理鳥獣捕獲等事業



## 委託事業

		R3	R4	R5	R6
鶏籠山外	捕獲頭数	50	40	59	45
	目標捕獲頭数	70	50	60	50
河原山	捕獲頭数	-	45	44	24
	目標捕獲頭数	-	50	50	50

## 協定等

捕獲頭数	R1	R2	R3	R4	R5	R6
丹波篠山市			3	5	6	1
高砂市					(3)	(4)
たつの市(伝城山)			(11)			
たつの市(野田山西)						
三谷自治会		10	10(10)	11(10)	11(2)	15(2)
姫路市	-	-				(2)
県指定管理事業				56	42	39

※( )はイノシシ

### MEMO

- ・宍粟市内での捕獲について、R6年度同様に委託事業を実施。あわせて宍粟市を通じて有害捕獲での連携を模索する。
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業について、国有林内の実績を把握。

## その他

- ・事業量が多く、シカ被害の激しい宍粟市内での取組が課題。  
R6年度は宍粟市と調整し、狩猟期間内の短期間であるが河原山で捕獲委託事業を実施。
- ・R6年度県が北部で実施している指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲実績を確認した。
- ・R6年度、「大型排水管を活用した有害鳥獣捕獲個体の埋設処理方法」について現地検討会を開催した。

# 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)

## 2 現状

### (1) 生息状況 (推定生息数)

本県のシカ生息数は、平成22年度まで増加を続けていたが、平成22年度以降の捕獲強化により、わずかな増減を繰り返しながら、令和3年度以降は減少に転じている。

SPUE(11-12月)<sup>※1</sup>の県平均値はピーク時の2.05から平成29年度には1.25まで減少したが、その後は令和3年度の1.68まで増加に転じた。令和4年度には一旦減少が見られたが、直近の令和5年度は1.60と再び上昇した。

また、平成29年度から令和元年度、令和4年度および令和5年度は捕獲の年度目標(46,000頭)に達しなかったことで、推定生息数は緩やかに減少するにとどまっており、令和5年度の推定生息数(捕獲後)は15万1千頭となった。

なお、令和2年度から5年度の推定生息数が減少を続けている一方で、SPUE(11-12月)の数値が上下を繰り返すことについては、今後の推移を注視し、考えられる要因を精査することで、次期管理計画策定の指標設定の在り方や、より精度の高い生息状況の推定について検討していくことが必要と思われる。

下記に令和5年度までの捕獲頭数、SPUE(11-12月)、CPUE<sup>※2</sup>、糞塊密度<sup>※3</sup>の実績等をもとにした推定生息数の推移(図-1)、およびSPUE(11-12月)の推移(図-2)を示す。

※1 SPUE(11-12月)：シカの密度指標。狩猟期11月～12月の狩猟における1人の狩猟者が1日に目撃したシカ頭数の平均値

※2 CPUE：シカの密度指標。わな罠におけるわな設置日数あたりのシカの捕獲数平均値

※3 糞塊密度：シカの密度指標。1kmあたりのシカ糞塊数の平均値

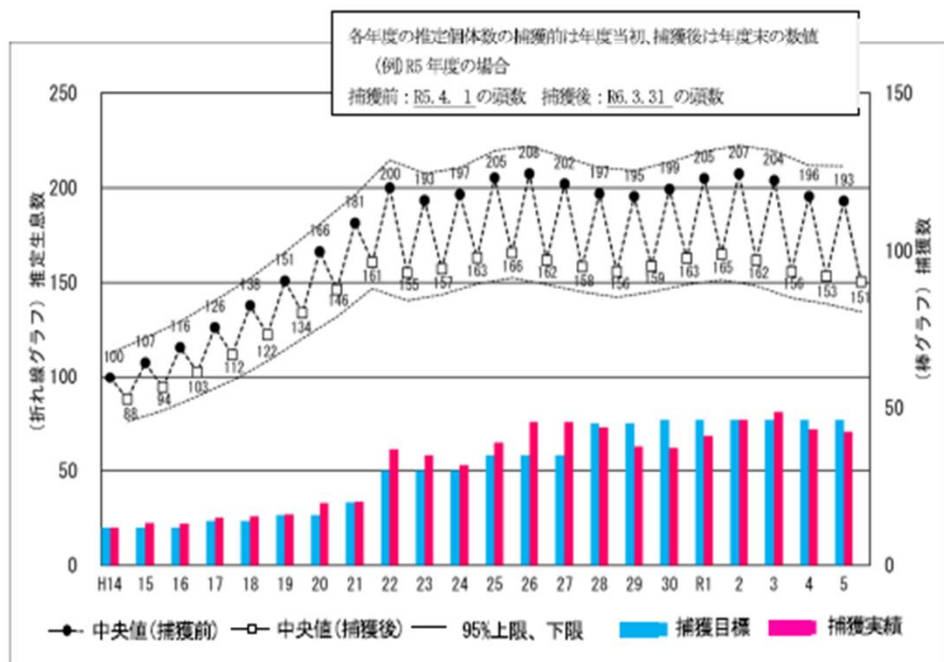


図-1 推定個体数の推移 注：年度内の増減は捕獲前と捕獲後の差

### (2) 被害状況

#### ア 被害程度の分布と変化

毎年実施している集落の農業代表者への鳥獣害アンケートの調査結果によると、シカの生息域で広く被害が発生しており、特に生息域が拡大傾向にある阪神地域や、西播磨地域および但馬北西部地域において、被害意識が高い集落の割合が高い傾向が見られる。

3年間の推移を見ると、但馬北西部地域、西播磨地域で高い被害が続いており、また、県南東部で被害の悪化が見られるようになっている(図-3)。

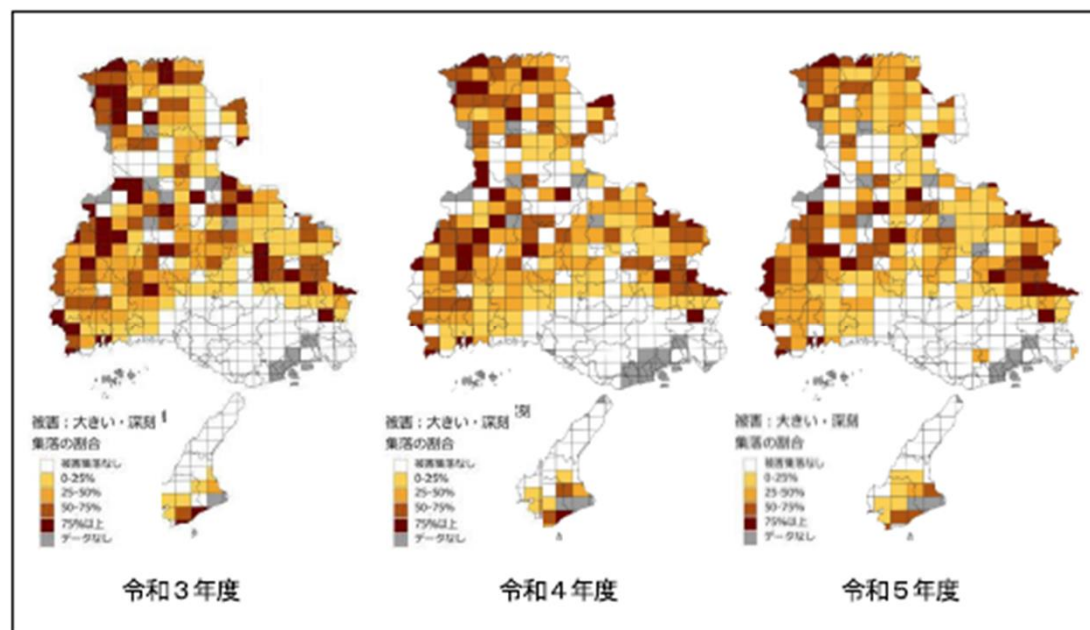


図-3 農業被害程度の分布(令和3年度～令和5年度)

(1) 個体数管理

ア 個体数管理ユニットの設定

地域毎にシカの生息密度等の状況に差があることから、管理の目標である全県のSPUE(11-12月)を1.0にすることを旨とし、ユニットごとの個体数管理を行うこととする(表-1、図-5)。

表-1 管理ユニット区分

区分	SPUE現況値 (令和2年度)	SPUE目標値 (令和8年度)	備考
ユニット4 (緊急捕獲市町)	2.0以上	2.0未満	前計画期間中(H29~R3)の個体数が明らかに増加傾向の市町
ユニット3 (捕獲重点化市町①)	1.5以上	1.5未満	SPUE1.5以上かつユニット4に該当しない市町
ユニット2 (捕獲重点化市町②)	1.0以上	1.0未満	SPUE1.0以上かつユニット3~4に該当しない市町
ユニット1 (要注意市町)	1.0未満	現状維持 現況値(令和2年度)の数値	シカが生息し、ユニット2~4に該当しない市町

注:各市町の該当ユニットは、計画期間を通じて固定とする。

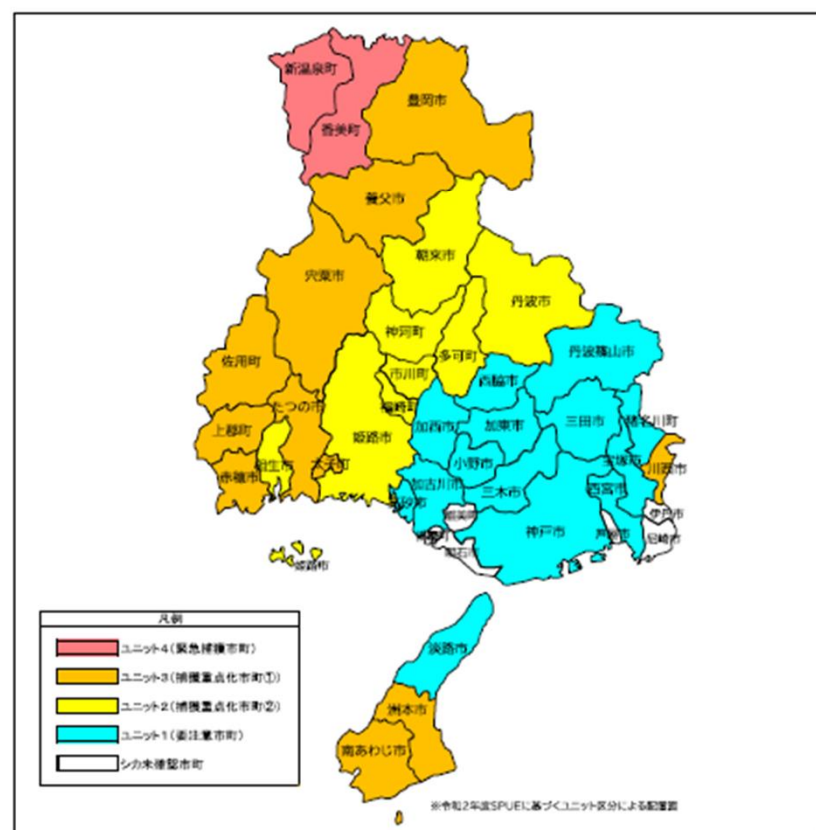


図-5 管理ユニット配置図

イ 令和7年度市町別捕獲目標の設定

ユニットごとのSPUE(11-12月)の目標値を目指し、可能な限り早期に被害を軽減するため、これまでの取組を継続して約46,000頭を捕獲目標とし、市町ごとの捕獲目標を設定する(表-2、資料編P8表-3)。

令和5年度は全県で狩猟と有害捕獲を合わせて43,029頭が捕獲されたが、捕獲目標である46,000頭を達成することができなかった。

ユニット4からユニット1で捕獲目標設定の対象となる35市町のうち、県が提示する目標に達成しなかったのは21/35市町(ユニット4:2/2市町、ユニット3:6/11市町、ユニット2:5/8市町、ユニット1:8/14市町)であった。

捕獲実績のうち、市町が被害防止目的で行う有害捕獲の割合は全県平均で52%であったが、有害捕獲の割合が低い市町があるため、地域の被害実態を踏まえた有害捕獲活動の更なる推進が求められる。

表-2 ユニット別にみた各市町の令和5年度捕獲実績と令和7年度市町別捕獲目標

(単位:頭%)

ユニット	R5 SPUE (11-12月) 目標	R5 SPUE (11-12月) 実績	市町	R5 捕獲目標		R5 達成率 (%) (B/A)	R5捕獲目標と 捕獲実績の差 (B-A)	R5 有害捕獲 割合 (%)	R7 捕獲目標		
				A	B						
4	2.00	4.20	香楽町	6,599	4,143	63	△ 2,456	74	4,140		
			新涼泉町	4,309	4,231	98	△ 78	89	4,230		
			小計	10,908	8,374	77	△ 2,534	82	8,370		
			川西市	163	252	155	89	29	250		
			たつの市	1,682	1,287	77	△ 395	46	1,420		
			赤穂市	1,253	917	73	△ 336	45	910		
			穴穂市	5,743	2,619	46	△ 3,124	34	4,210		
			太子町	120	141	118	21	89	140		
			上郡町	819	1,290	158	471	12	1,290		
			佐用町	3,678	3,001	82	△ 677	32	3,000		
3	1.50	2.00	豊岡市	4,430	6,645	150	2,215	67	6,700		
			豊父市	4,525	2,886	64	△ 1,639	60	3,740		
			洲本市	822	781	95	△ 41	51	1,270		
			南あわじ市	1,186	1,603	135	417	32	2,020		
			小計	24,420	21,422	88	△ 2,998	48	24,950		
			多可町	999	926	93	△ 73	27	840		
			姫路市	633	2,810	444	2,177	36	1,900		
			神河町	1,062	494	47	△ 568	34	780		
			市川町	439	299	68	△ 140	53	400		
			福崎町	105	229	218	124	17	140		
2	1.00	1.07	相生市	573	420	73	△ 153	47	560		
			朝来市	1,847	1,620	88	△ 227	78	2,110		
			丹波市	1,915	2,564	134	649	24	1,890		
			小計	7,572	9,362	124	1,790	40	8,620		
			神戸市	128	26	20	△ 102	81	59		
			西宮市	8	22	100	14	18	22		
			宝塚市	197	170	86	△ 27	65	170		
			三田市	858	681	79	△ 177	27	680		
			猪名川町	91	687	755	596	6	680		
			加古川市	13	7	54	△ 6	100	7		
1	0.55	0.73	高砂市	18	0	—	△ 18	—	1		
			西脇市	456	511	112	55	58	590		
			三木市	15	4	27	△ 11	100	21		
			小野市	16	1	6	△ 15	100	23		
			加西市	35	303	866	268	22	380		
			加東市	107	30	28	△ 77	13	75		
			丹波篠山市	1,158	1,421	123	263	46	1,900		
			波路市	2	8	0	6	—	21		
			小計	3,100	3,871	125	771	36	4,629		
			0	—	—	尾崎町	0	0	—	0	—
芦屋市	0	0				—	0	—	0		
伊丹市	0	0				—	0	—	0		
明石市	0	0				—	0	—	0		
稲美町	0	0				—	0	—	0		
播磨町	0	0				—	0	—	0		
小計	0	0				—	0	—	0		
全県	—	—				46,000	43,029	94	△ 2,971	52	46,569

注: ユニット0の市町については、捕獲目標の設定は行わないが、シカ分布拡大防止のための捕獲に努める。  
(ユニット0: シカ未確認またはほとんど生息が見られない市町)

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 (別紙地図参照)

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
三川山 周辺区域	香美町羅山から香美町隼 人 に至る区域で、メッ シュ番号 016, 023, 024, 032, 033, 044, 055 に該当する区域	当該区域の高標高域で は捕獲困難地が多く、 十分な捕獲が行われて いないため、生息数が 過密となっており、希 少種への食害や下層植 生等への食害等、深刻 な森林生態系被害が発 生している。	国有林、香美町有害鳥獣 被害防止計画  鳥獣保護管理法、自然公 園法、森林法
香住浜坂 沿岸区域	新温泉町三尾から香美町 相谷に至る区域で、メッ シュ番号 005, 006, 008, 017 に該当する区域	当該区域の沿岸区域で は捕獲困難地が多く、 十分な捕獲が行われて いないため、生息数が 過密となっており、希 少種への食害や下層植 生等への食害等、深刻 な森林生態系被害が発 生している。	但馬海岸中部鳥獣保護 区、但馬海岸東部鳥獣保 護区、山陰海岸国立公 園、香美町有害鳥獣被害 防止計画、新温泉町被害 防止計画  鳥獣保護管理法、自然公 園法、森林法

別紙：事業実施区域

